

新かすがい男女共同参画プラン (改定版)

中間案

目 次

第1章 プラン改定にあたって

1	プラン改定の背景と趣旨	1
2	プラン改定の視点（重点項目）	2
3	プランの位置づけ	3
4	プランの期間	4
5	プランの改定体制等	5

第2章 統計からみる現状

1	少子高齢化の進行と人口減少社会への突入	6
2	世帯構造の変化	8
3	ワーク・ライフ・バランス	10
4	女性の就業の状況	12

第3章 プランのめざす方向

1	基本目標・基本理念	15
2	プランの全体像	16
3	施策の体系	17

第4章 目標別課題と施策

目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けた意識づくり	18
課題1	男女共同参画に関する意識の普及と定着	19
課題2	男女平等の視点に立った教育・学習の推進	24
課題3	メディアにおける男女の人権の尊重	27
目標Ⅱ	あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり	29
課題1	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	30
課題2	就業における男女共同参画の促進	34
課題3	地域における男女共同参画の促進	36
課題4	さまざまな困難を抱える男女への支援	39
目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた 環境づくり	40

課題 1	ワーク・ライフ・バランスの推進	41
課題 2	家庭生活・地域生活における男性の参画推進	44
課題 3	子育て環境の整備・充実	46
課題 4	介護を支える環境の整備・充実	47
目標Ⅳ	性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり	48
課題 1	性についての理解を深め、尊重する環境づくり	49
課題 2	ライフステージに応じた健康づくりの支援	50
目標Ⅴ	暴力を根絶する社会づくり	52
課題 1	配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進	53
課題 2	性別に起因する暴力の根絶	57

第5章 プランの推進

1	プランの推進体制	59
2	条例の周知・普及	59
3	プランの進行管理	59
4	推進のための数値目標	60

第1章 プラン改定にあたって

1 プラン改定の背景と趣旨

本市では、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「春日井市男女共同参画推進条例」を2003年(平成15年)に制定しました。条例では、男女共同参画社会の推進に取り組むための基本理念や、市・市民・事業者等の役割、また、施策を計画的に推進するための行動計画を策定することなどを定めています。そのため、市はこの条例に基づき「新かすがい男女共同参画プラン」を策定するなど、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に推進してきました。

この取組みは、一定の成果をあげてきましたが、2016年度(平成28年度)に実施した市民意識調査の結果では、さまざまな分野で「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や慣習が、男性や高齢者層に依然として根強く残っていることが分かります。世代を超えた男女の理解のもと、社会の制度や慣習を見直し、さまざまな分野において個性や能力を存分に発揮できることが重要です。

また、少子高齢化の進展による人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変わり、非正規雇用者の増大を始めとする雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画に関する課題は多様化しています。このような社会情勢の中、国においては、2015年(平成27年)9月、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)を施行しました。さらに、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、愛知県も国の計画を踏まえ、2016年(平成28年)3月に「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた取組みを進めています。

このような状況を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「新かすがい男女共同参画プラン」を改定します。

2 プラン改定の視点（重点項目）

（1）女性の活躍推進

2015年(平成27年)9月、「女性活躍推進法」が施行されました。国においては、「女性の活躍推進」が最重要課題として位置づけられ、さまざまな取組みが進められているところです。

少子高齢化による労働人口の減少により、市や日本全体の継続的な発展のためには女性の力は必要不可欠です。また、女性の視点を政策・方針決定やまちづくりに活かすことは、男女がともに住みやすく、活躍しやすい社会をつくることにつながることから、本市においても女性の活躍推進のための施策を推進していきます。

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが男女が仕事の中で自身の責任を果たし、やりがいや達成感を感じながら働くことができるよう、働きやすい社会をつくらなければなりません。また、家庭や地域活動などにも積極的に関わるなど、多様な生き方を選択できることが重要です。

このような仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しが必要です。

本市においても地域社会や企業・事業所とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みと働きかけを推進していきます。

（3）男女共同参画の意識啓発

市民意識調査によると、男女の地位の平等については「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「社会全体」などで『男性優遇』と感じている割合が高く7割を超えています。一方で、「学校教育の場」では約6割の人が平等と感じています。また、性別で見ると、男女の平等感は改善されつつあるものの、すべての項目で男性より女性の方が『男性優遇』と感じており、依然として男女共同参画社会の実現には至っていないことがうかがえます。

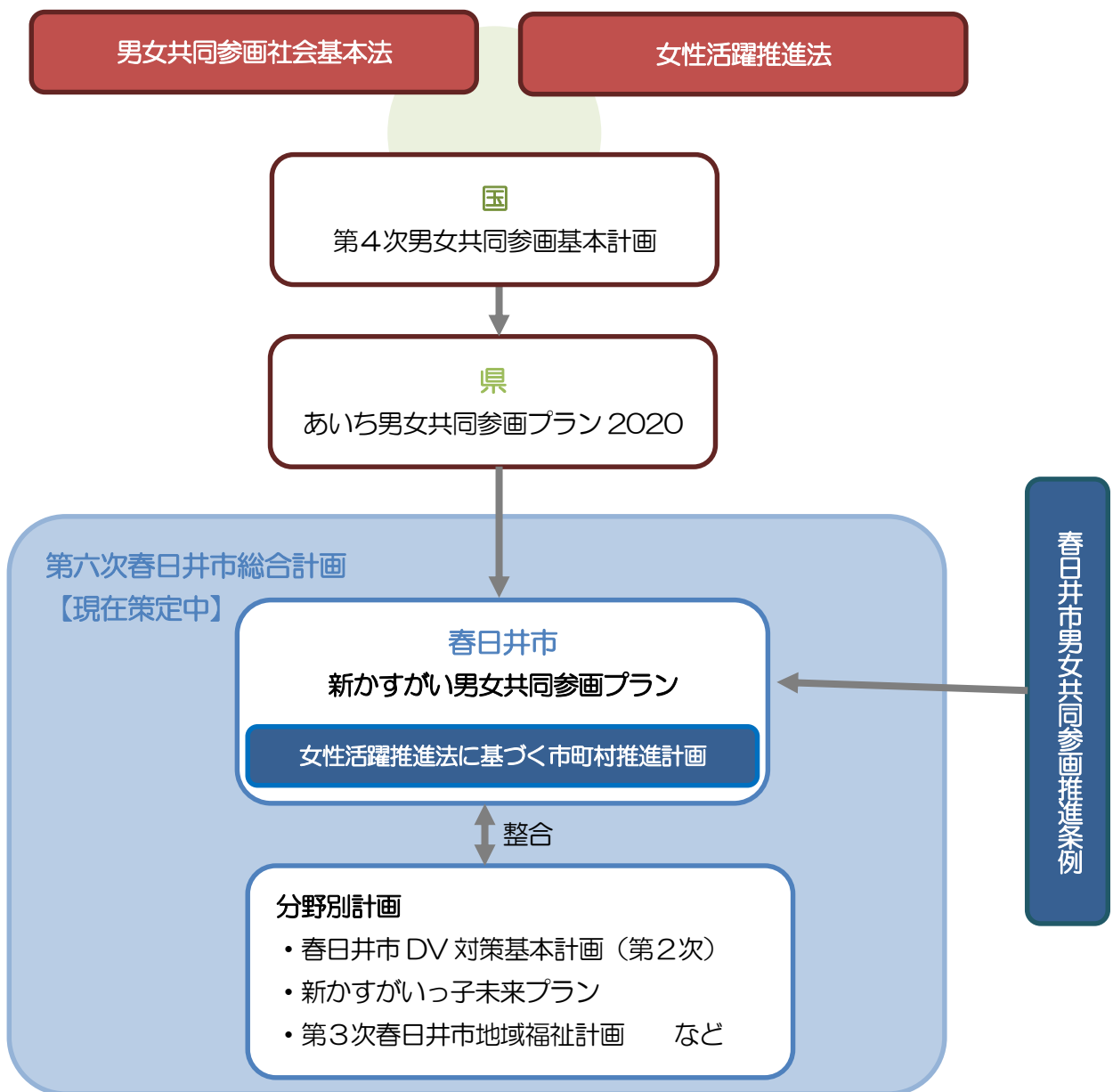
固定的性別役割分担意識を解消するためには、市民一人ひとりが男女平等意識を高めることが重要です。市として男女共同参画に関する広報啓発や情報提供を継続し、市民の理解促進・意識向上を図っていきます。

3 プランの位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9条に基づき策定する市の基本計画です。

本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、目標Ⅱ課題1～3、目標Ⅲ課題1～4を位置づけます。

また、この計画は「第六次春日井市総合計画」（現在策定中）を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や愛知県の男女共同参画基本計画を踏まえた計画です。



4 プランの期間

本プランの期間は、2012年度(平成24年度)から2021年度(平成33年度)までの10年間です。なお、改定後のプランの期間は、平成33年度までの4年間となります。

2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)
									

5 プランの改定体制等

(1) 春日井市男女共同参画審議会での審議

本プランの改定にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、策定時に引き続き、学識経験者、地域団体などの代表者、公募市民でなる春日井市男女共同参画審議会において審議を重ねてきました。

(2) 市民意識調査の実施

男女共同参画に関する市民の意識を明らかにし、プラン改定の基礎資料とすることを目的として、2016年(平成28年)9月に市民意識調査を実施しました。

	一般市民	高校生	中学生
調査対象	市内に居住する20歳以上の男女	市内の高等学校に在学中の高校2年生の男女	市内の中学校に在学中の中学2年生の男女
対象者数	2,000人	612人	521人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	市内高等学校2年生のクラスを抽出	市内中学校2年生のクラスを抽出
調査方法	郵送による配布・回収	学校にて配布・回収	学校にて配布・回収
有効回収数	1,046件	612件	521件
有効回収率	52.3%	100.0%	100.0%

(3) パブリックコメント

市民からの意見を、施策内容等に反映させるため、パブリックコメントを行います。

第2章 統計からみる現状

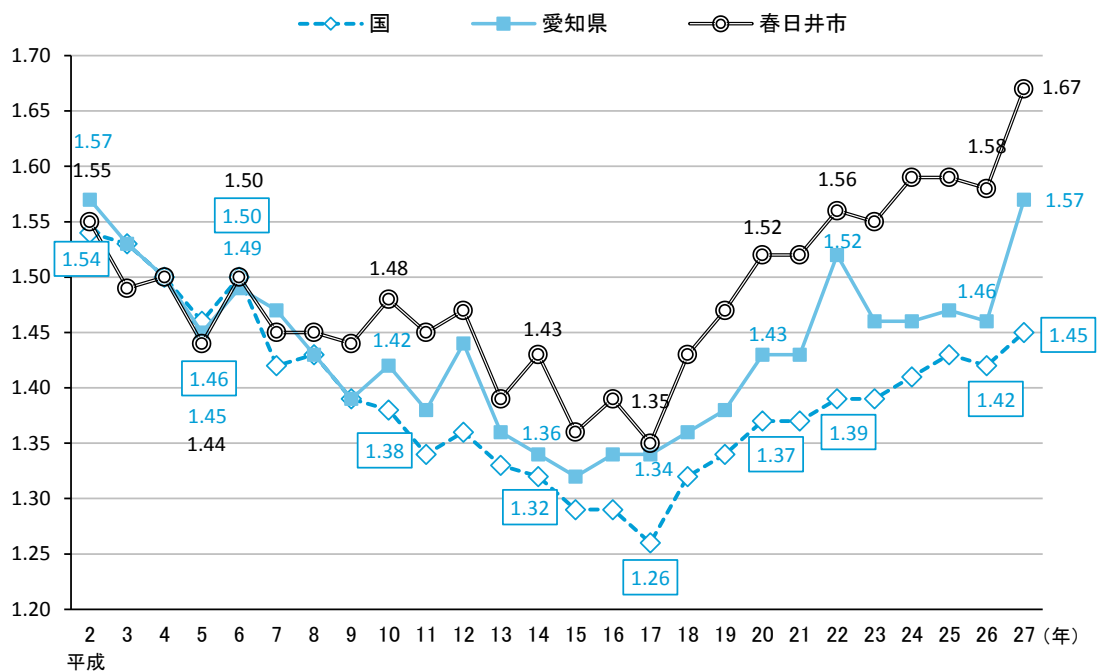
1 少子高齢化の進行と人口減少社会への突入

1989年(平成2年)以降の春日井市の合計特殊出生率^{※1}は、2005年(平成17年)に1.35と最も落ち込んだものの、それ以降は急速に回復し、2015年(平成27年)では1.67となっています(図表1)。

総人口は、1970年(昭和45年)以降増加し続けていますが、将来推計によると、2021年(平成32年)までは増加を続け、その後は緩やかに減少していく見込みとなっています(図表2)。また、65歳以上の高齢者数の割合は着実に増加しており、今後、少子高齢化社会が進行することが予想されます。

少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障費等の増大や労働力人口の減少、消費市場の縮小など、社会経済を衰退させる深刻な課題となっています(図表3)。

【図表1】(比較) 合計特殊出生率の推移

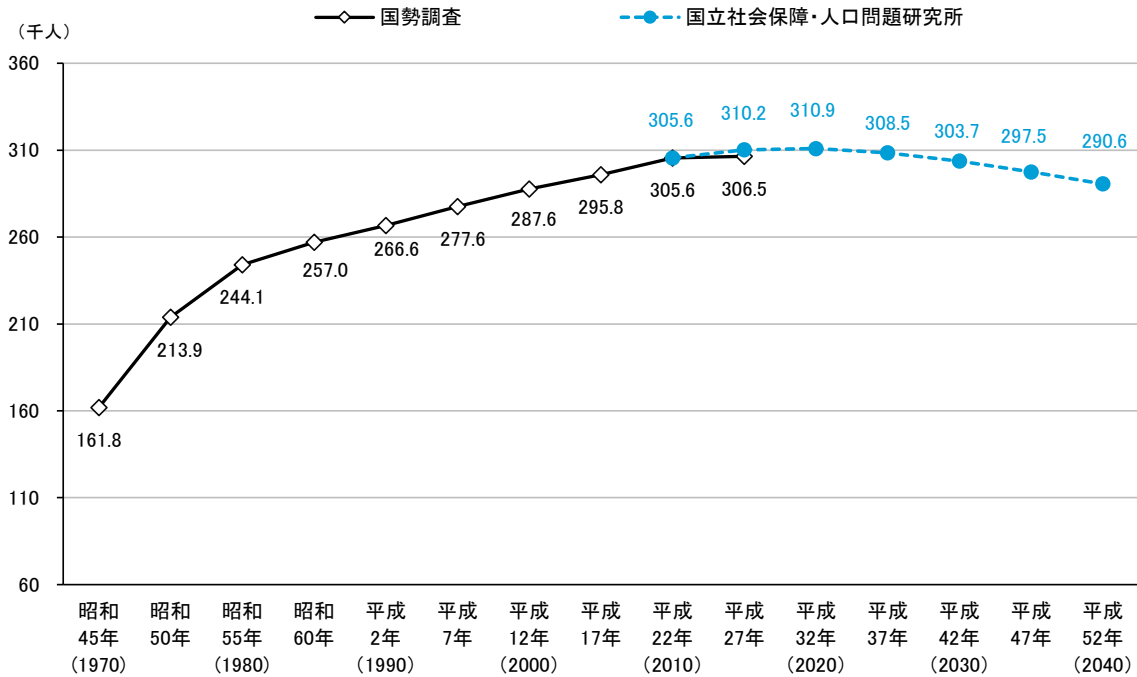


資料：厚生労働省「人口動態調査」

※1 合計特殊出生率

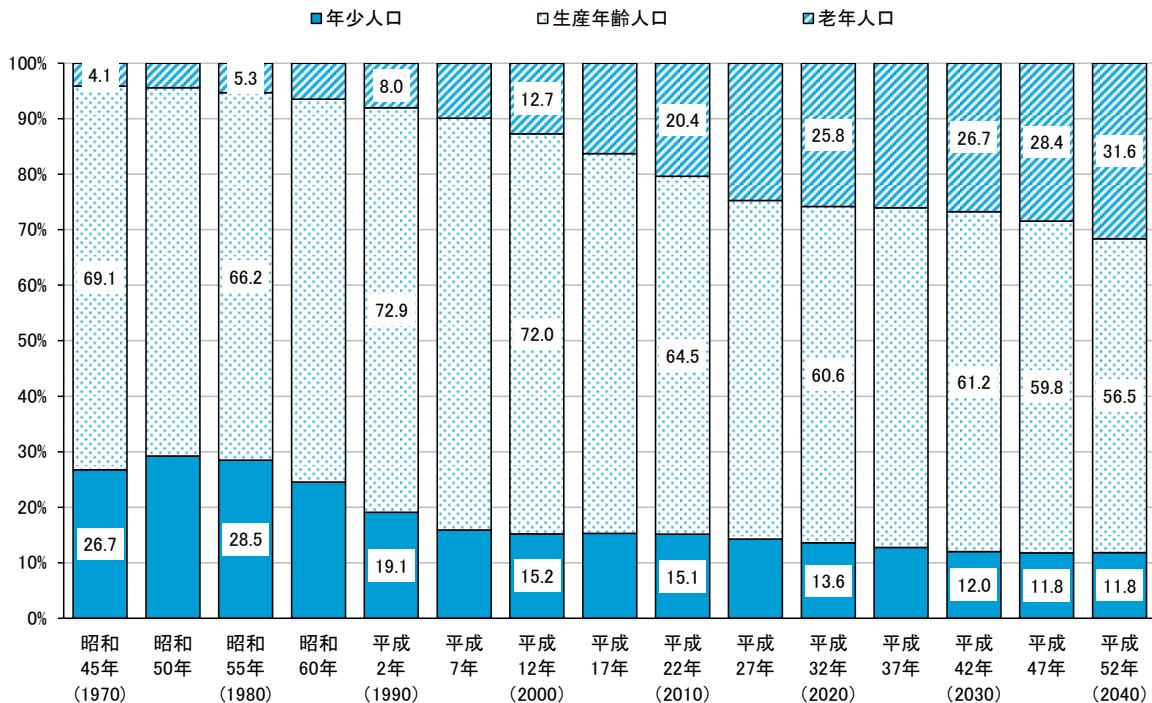
その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当します。

【図表2】春日井市の人口



資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」
 平成22年～平成52年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成25年3月推計）」

【図表3】春日井市の人口年齢3区分別構成比



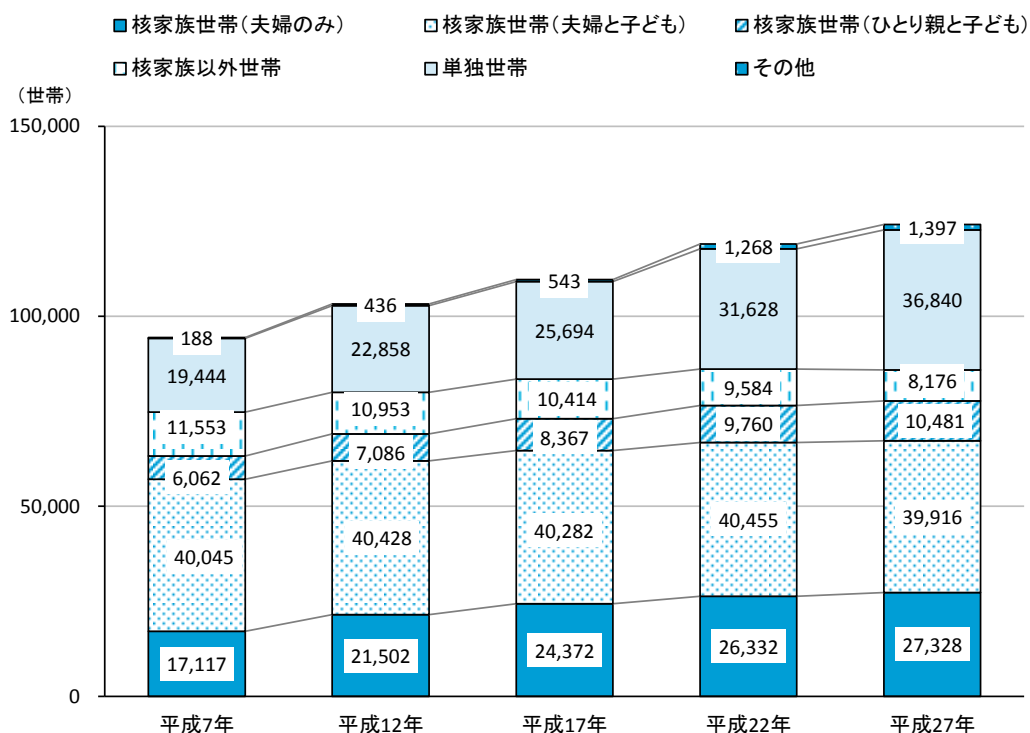
資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」
 平成32年～平成52年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成25年3月推計）」

2 世帯構造の変化

市の世帯の家族類型の推移をみると（図表4）、核家族世帯が増加し、多世代同居などの核家族以外世帯が減少するなか、晩婚化・未婚化の影響や高齢者人口の増加による単身世帯の増加が顕著です（図表5）。

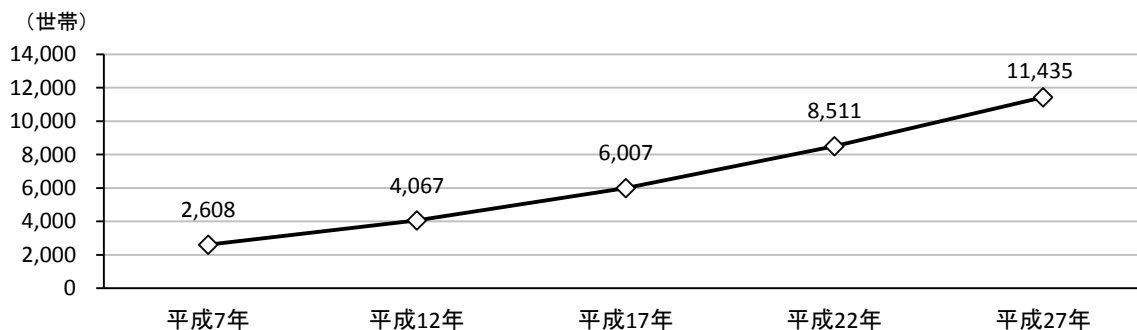
また、経済的に不安定とされる母子・父子世帯などのひとり親世帯の推移は、特に母子世帯が増加傾向にあります（図表6）。

【図表4】春日井市の世帯の家族類型の推移



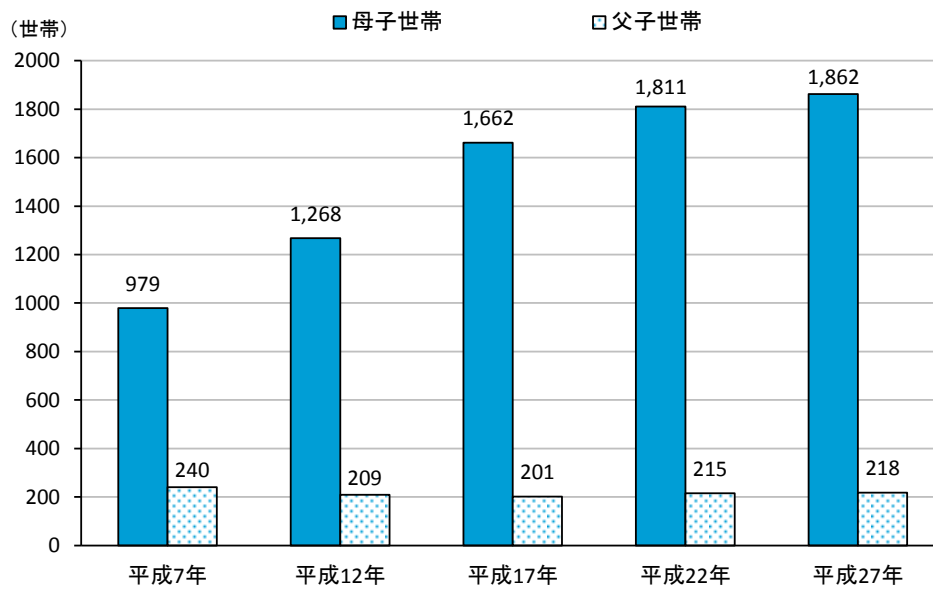
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表5】春日井市の高齢者単身世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

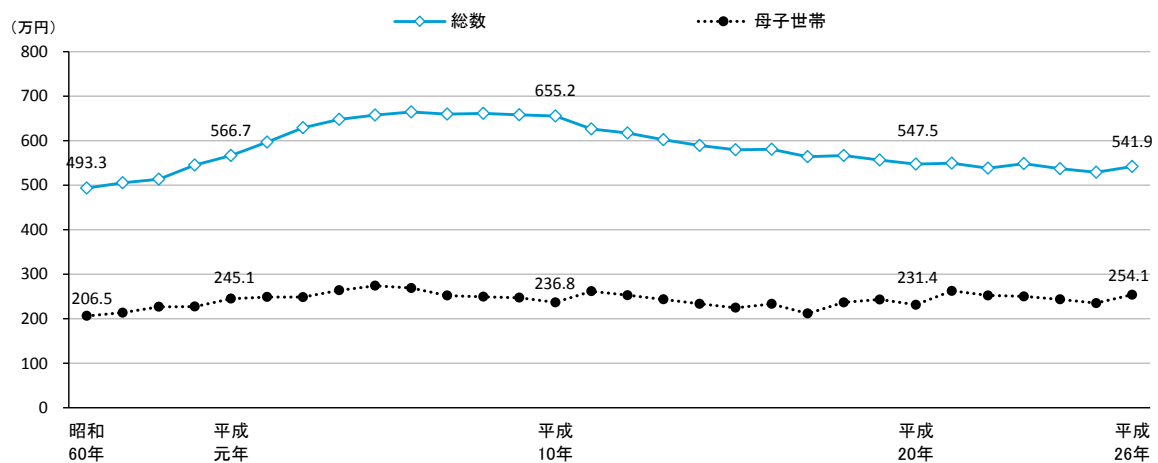
【図表 6】春日井市の母子世帯・父子世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

1世帯当たりの平均所得をみると、1985年(昭和60年)以降、1998年(平成10年)までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少を続けています。母子家庭の平均所得は増加傾向にあるものの現在も低い水準となっています(図表7)。

【図表 7】国の1世帯当たり平均所得の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

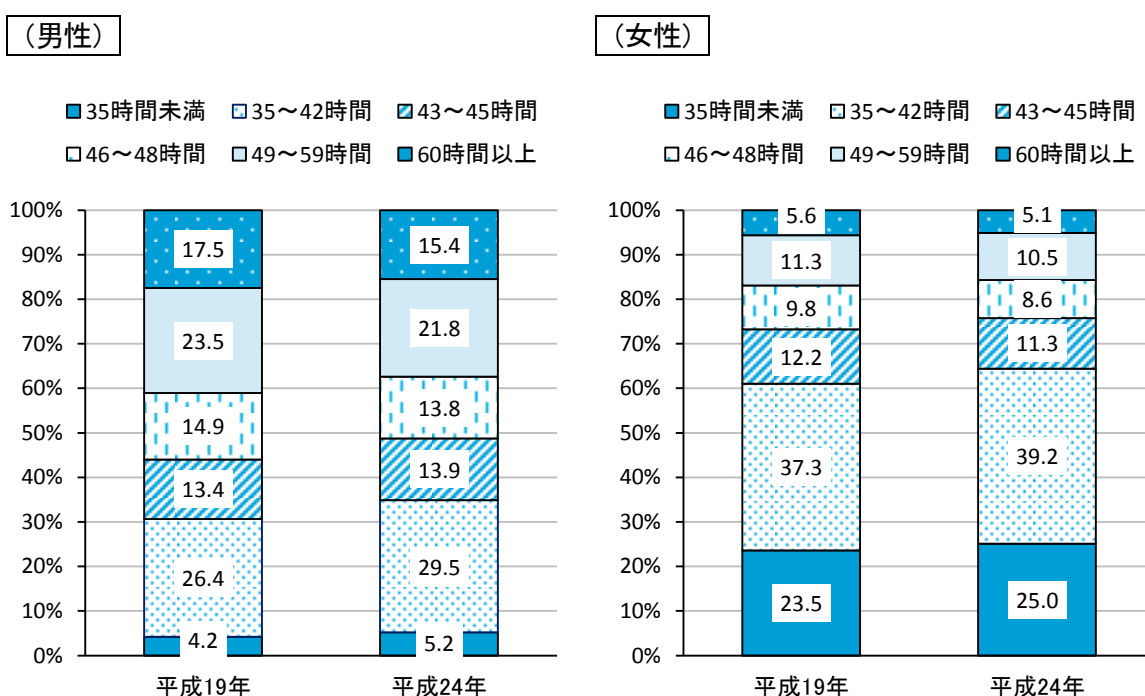
3 ワーク・ライフ・バランス

男女ともに週間就業時間 60 時間以上の就業者の割合は改善されていますが（図表 8）、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性の割合は高くなっています（図表 9）。

また、男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性（民間企業 86.6%、国家公務員 98.7%、地方公務員 93.2%（いずれも平成 26 年））と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差があります（図表 10）。

長時間労働などを前提とした働き方では仕事と家庭生活の両立は困難であり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を阻害する要因となっています。

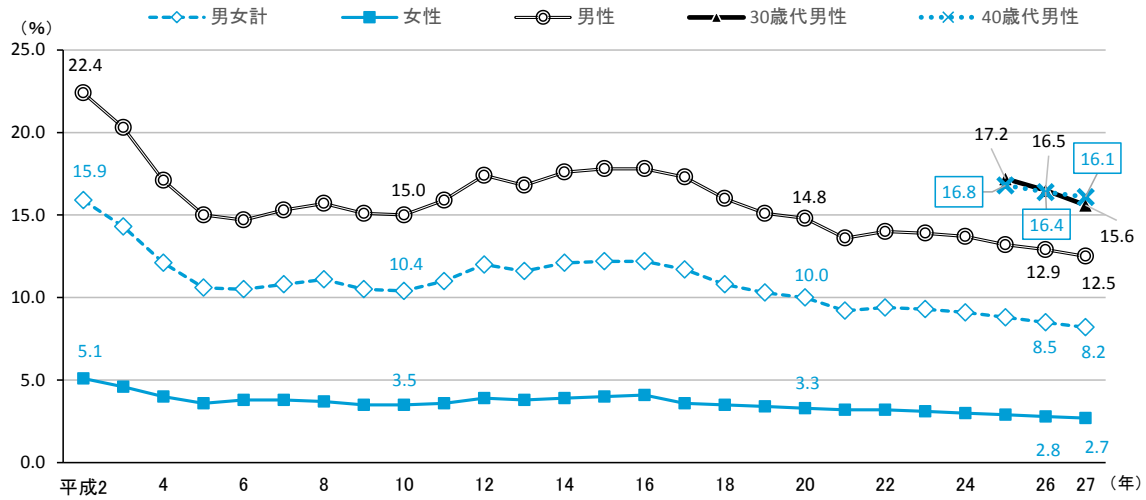
【図表 8】国の年間就業日数 200 日以上就業者の週間就業時間割合



※会社などの役員を除く

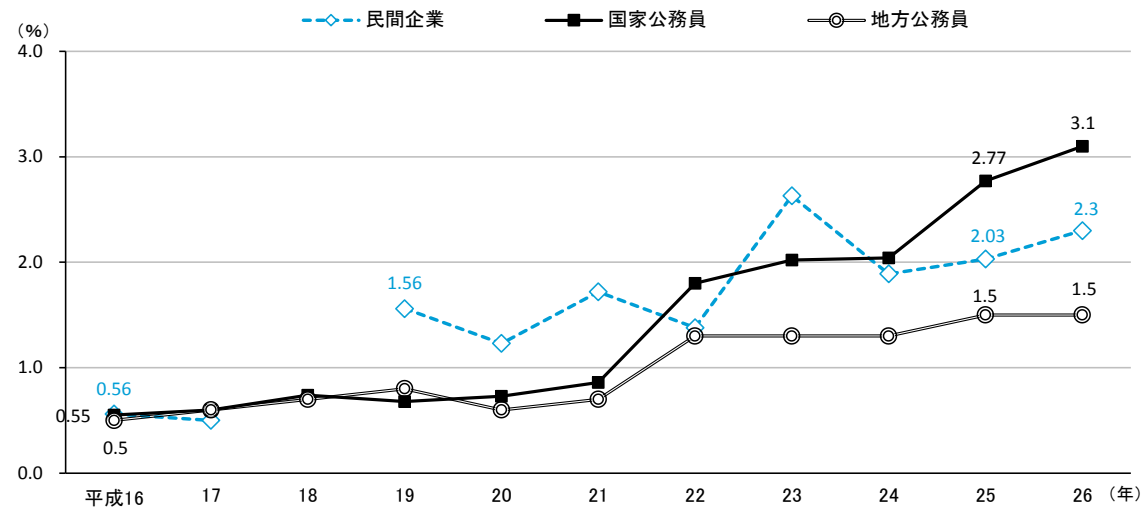
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

【図表 9】国の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

【図表 10】国の男性育児休業取得率の推移



資料：【民間企業】 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 16 年、平成 17 年）
厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 19 年以降）

【国家公務員】 総務省・人事院「女性国家公務員の採用・東洋の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（～平成 22 年）、「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（平成 23 年～25 年）

内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（平成 26 年）

【地方公務員】 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

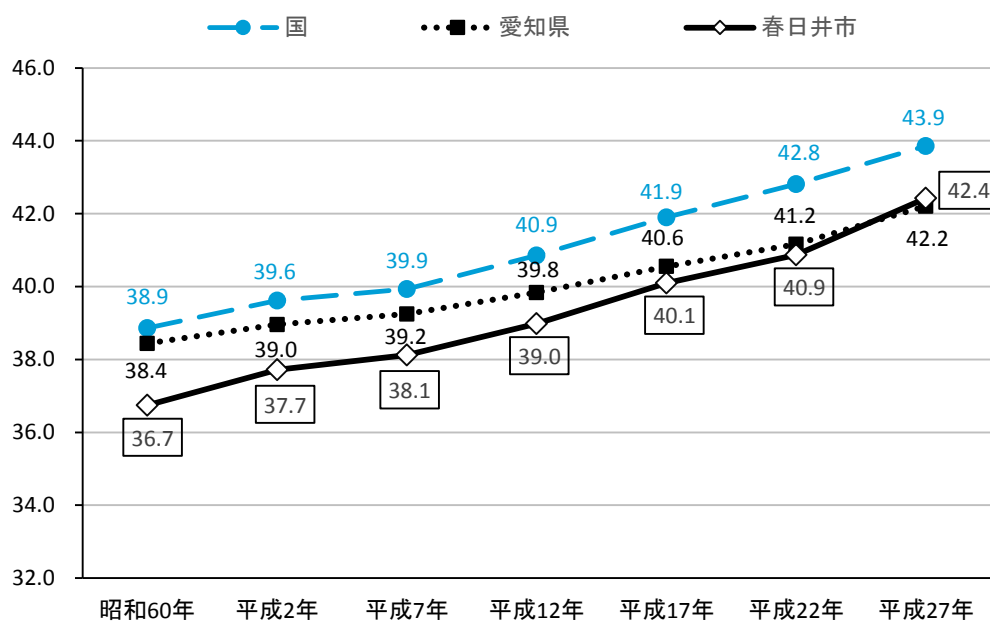
4 女性の就業の状況

女性就業者の割合は、国や県と同様に、春日井市も増加傾向です（図表 11）。

2015 年(平成 27 年)における春日井市の女性の年齢別労働力率を比較すると、結婚や出産期に当たる年代である 30 歳から 39 歳程度までの労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示しており、国や愛知県と比較すると、M字カーブを示すくぼみの部分がやや深くなっています（図表 12）。市の経年の比較をみると、全体的に労働力率が上昇しているほか、M字カーブが僅かではあるものの緩やかになっており、徐々に改善されていることがわかります（図表 13）。

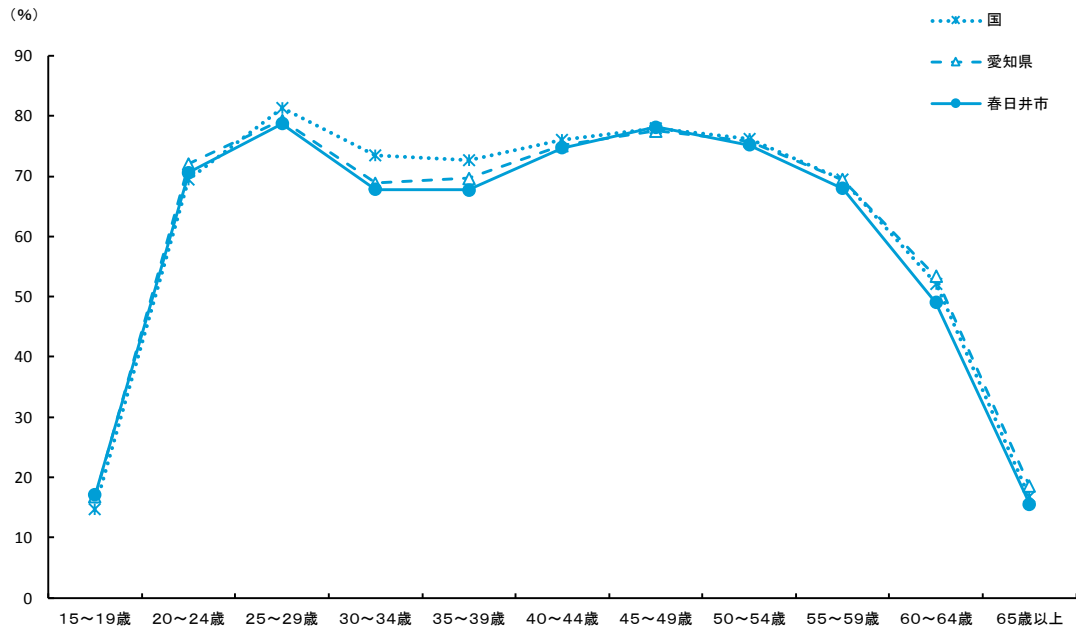
しかし、国の非正規雇用者の割合は男女ともに増加傾向であり、女性では半数以上が非正規雇用で働いています（図表 14）。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題があり、経済的困窮等に直面する人が増加する要因となっています。

【図表 11】（比較）女性就業者の割合



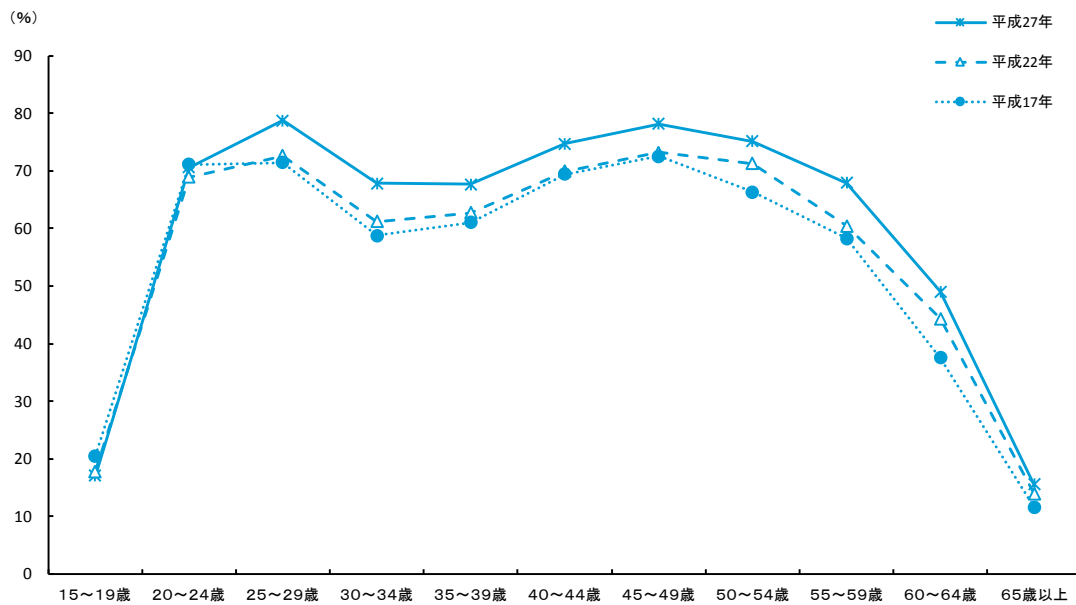
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 12】（比較）女性の年齢別労働力率



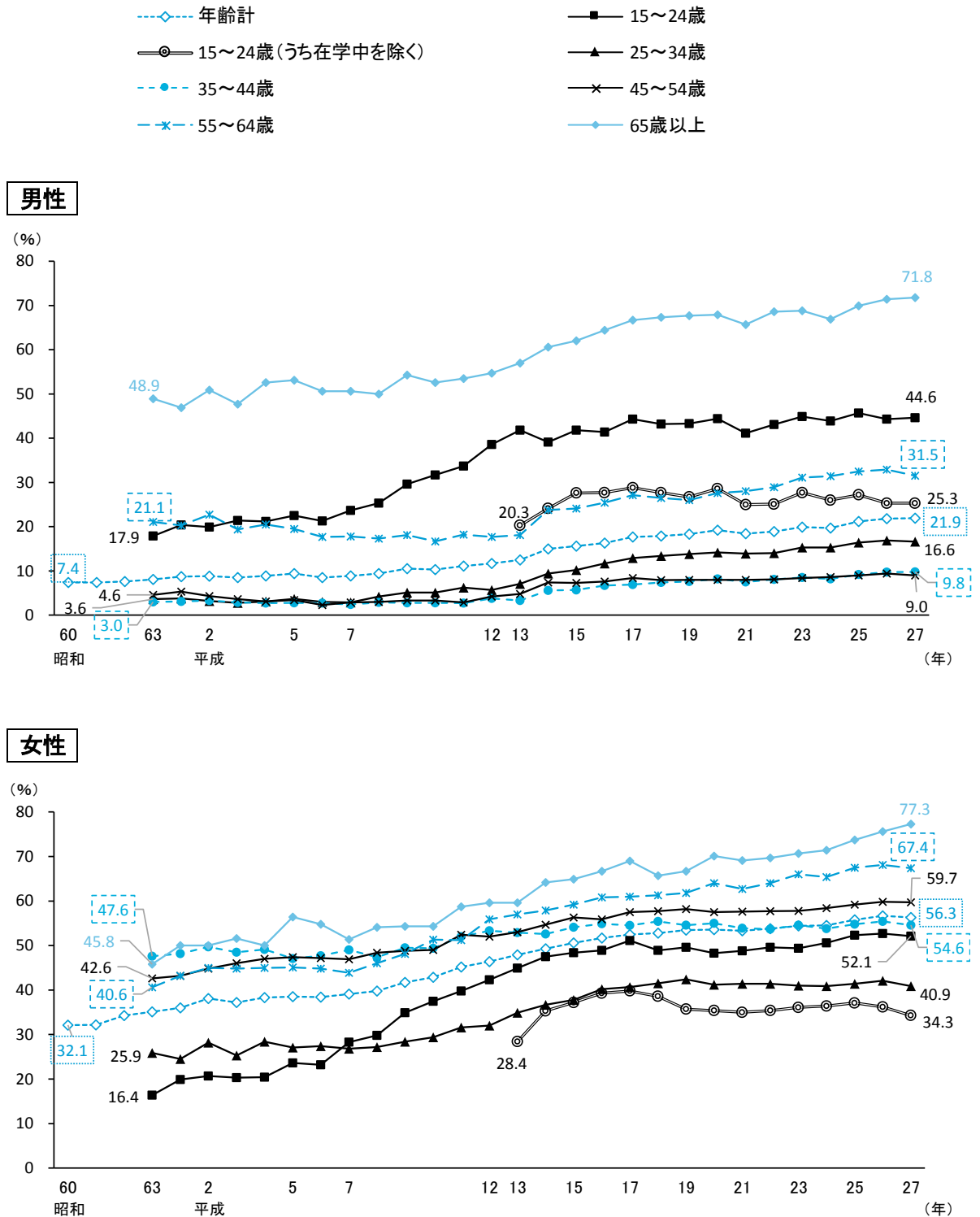
資料：総務省統計局「国勢調査（2015年）」

【図表 13】春日井市の女性の年齢別労働力率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 14】 国の年齢階級別非正規雇用者の割合の推移



資料：昭和60年～平成13年 総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)
平成14年～ 総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)

第3章 プランのめざす方向

1 基本目標・基本理念

プランの基本目標は「男女共同参画社会の実現」を継承し、基本理念は春日井市男女共同参画推進条例第3条に基づき、次の5つとします。

【基本目標】 男女共同参画社会の実現

【基本理念】

春日井市男女共同参画推進条例第3条

● 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

● 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な性別役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

● 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

● 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

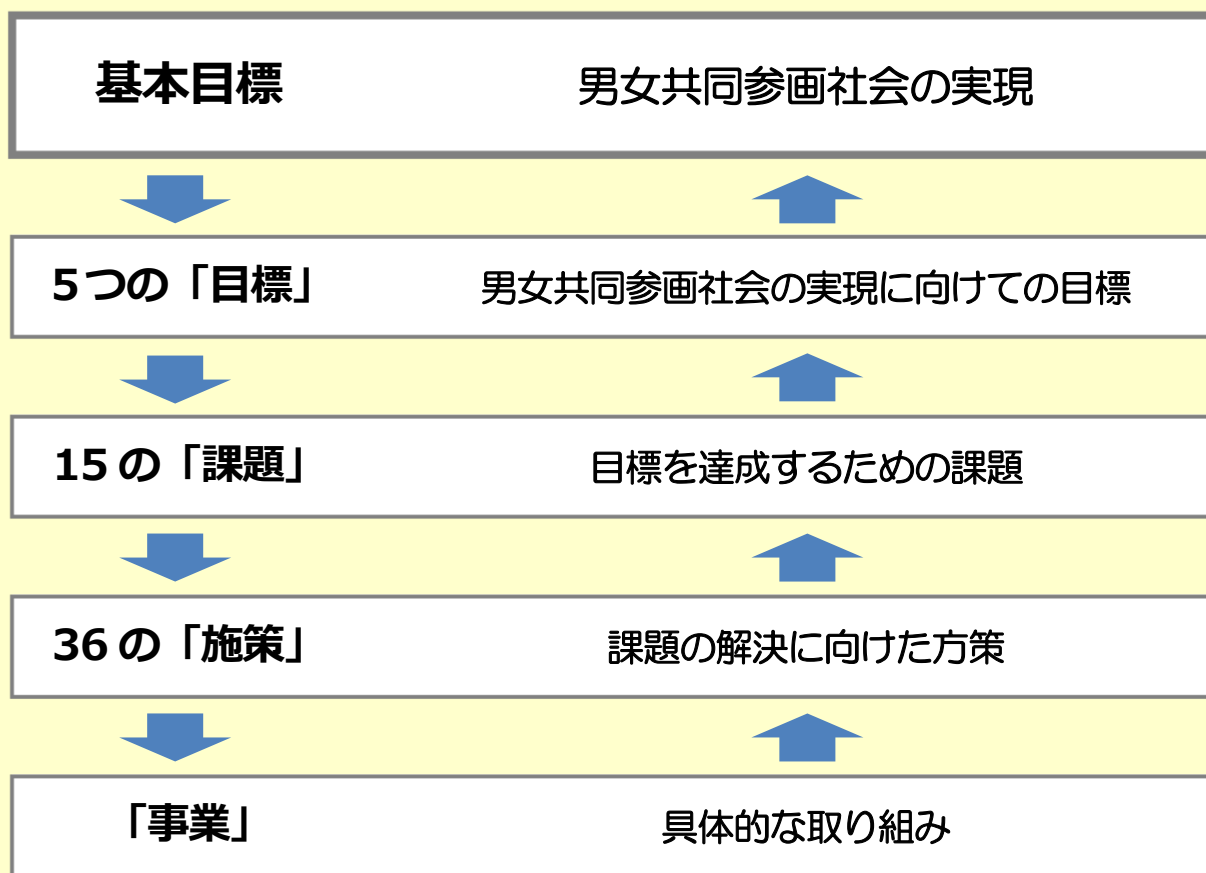
● 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

2 プランの全体像

市民とともに目指すべき基本目標に向かって、基本理念に基づき、段階的・総合的に進めていきます。

～プランの全体像～



基本目標

男女共同参画社会の実現

目標

課題

施策

目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた意識づくり

- 1 男女共同参画に関する意識の普及と定着
- 2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進
- 3 メディアにおける男女の人権の尊重

- 1 男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進
- 2 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 3 男女共同参画拠点施設の充実
- 4 子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進
- 5 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供
- 6 職員などに対する男女共同参画意識の浸透
- 7 メディアリテラシーの向上
- 8 広報・刊行物などにおける性差別表現の排除

目標Ⅱ

あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 2 就業における男女共同参画の促進
- 3 地域における男女共同参画の促進
- 4 さまざまな困難を抱える男女への支援

- 9 審議会などへの女性委員の積極的登用
- 10 事業者などにおける女性の参画促進・啓発
- 11 市における女性の参画推進
- 12 団体における女性の人材発掘やリーダーの育成
- 13 女性が働き続けやすい職場環境の整備
- 14 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進
- 15 女性のチャレンジ支援
- 16 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及
- 17 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進
- 18 防災活動への男女共同参画の促進
- 19 高齢者・障がい者への支援
- 20 ひとり親家庭への支援
- 21 在住外国人への支援

目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進
- 3 子育て環境の整備・充実
- 4 介護を支える環境の整備・充実

- 22 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- 23 事業者などに対する啓発と取組への支援
- 24 男性の主体的な家事・育児・介護の促進
- 25 参加しやすい地域活動の促進
- 26 子育て・保育サービスの充実
- 27 育児相談・保健指導の充実
- 28 介護サービス・介護予防サービスの推進
- 29 介護を担う人々への支援と介護サービス職員の資質向上

目標Ⅳ

性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり

- 1 性についての理解を深め、尊重する環境づくり
- 2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

- 30 性・命に関する教育の充実
- 31 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
- 32 性の多様性への理解促進
- 33 心身の健康保持・増進のための環境整備
- 34 性差に考慮した相談体制の充実

目標Ⅴ

暴力を根絶する社会づくり

- 1 配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進
- 2 性別に起因する暴力の根絶

- 35 春日井市DV対策基本計画（第2次）の取組に基づく施策の推進
- 36 ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援

女性活躍推進法に基づいた市町村推進計画